

専門員と支援員の動き

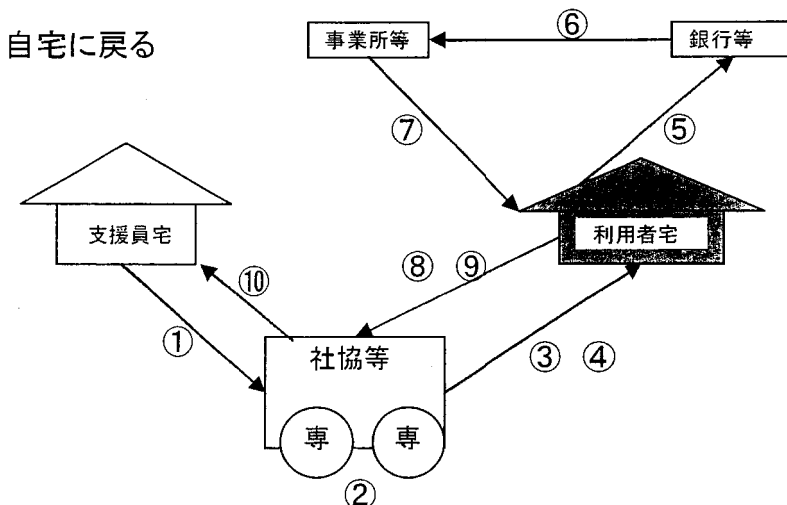
専門員の動き

- ① 親族・介護保険事業所や福祉課、保健師など周囲の気づき
* 利用料の滞納、利用調整のトラブル、債務、悪質商法被害などが契機
- ② 本人との関係づくり
* 制度理解に向け、繰り返しの訪問や連絡
* 専門員に馴染んでもらう(本人は内心金銭管理や数々の「わからなくなってしまったこと」に精神的負担感を持っていることが多い)
- ③ 家族調整
* 制度理解と契約内容の調整
- ④ 契約前の調整
* 債務処理のため法律相談に同行したり、その後の手続き支援を行う
* 通帳の再発行や印鑑証明の発行手続きを行う
- ⑤ 契約締結審査会に書類作成・提出
- ⑥ 契約締結審査会出席
- ⑦ 審査結果を受け契約。支援計画の作成。
- ⑧ 生活支援員の手配
- ⑨ 生活支援員との顔合わせ
* 慣れるまで数回同行することあり
- ⑩ 生活支援員に毎回、通帳と印鑑を渡す。受け取る。残高確認、領収書との付け合せを行う
- ⑪ 生活支援員から利用者の状況報告を受ける
- ⑫ ケース会議を開く
- ⑬ 貸金庫に入れてある利用者の通帳から、生活費分を管理通帳に移し、社協金庫に保管する
- ⑭ 利用者からは、混乱するとしばしば連絡が入るので対応する
- ⑮ 判断力低下が進み代理が必要と判断された場合、成年後見制度につなげる手続きを行う
- ⑯ 日々の記録をつける

A市の例

生活支援員の支援の動き

- ① 生活支援員が自宅から基幹的社協等に行く
- ② 専門員から生活支援員に支援内容の指示。通帳や印鑑を生活支援員に渡す
- ③ 生活支援員が利用者宅を訪問
- ④ 生活支援員が郵便物の内容、請求書の内容、本人の様子を確認
- ⑤ 生活支援員が金融機関に払い出しに行く(もしくは同行する)
- ⑥ 金融機関から払い出したお金で、振り込み手続きや支払いに行く(もしくは同行する)
- ⑦ 利用者宅にもどり領収書と払い出し内容を利用者と確認する
- ⑧ 基幹的社協等に戻り専門員に報告。通帳と印鑑を返却。残高と領収書を確認
- ⑨ 記録する
- ⑩ 自宅に戻る



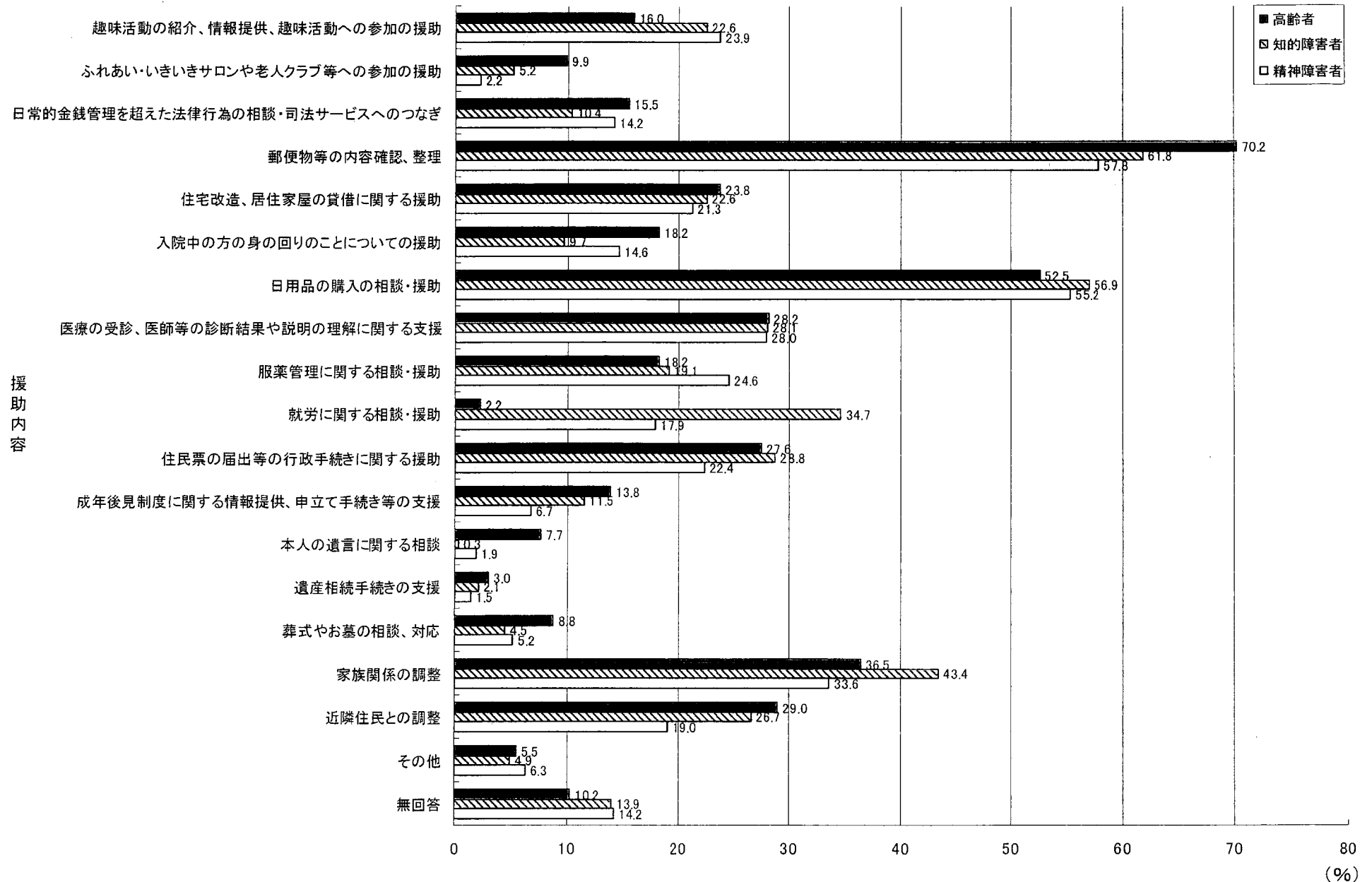
利用者像と援助内容

- 本事業の契約の内容について判断し得る能力はあるが、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者。
- 具体的には、郵便物の中から請求書など必要書類を確認し、支払うべきものを判断して支払うことや各種の手続きを自分だけでは十分に行えない。しばしば通帳等を紛失し、再発行手続きが必要となる。

A市の例

本人状況	現在利用している福祉等サービス	契約上の支援内容 (生活支援員対応)	最近2ヶ月の契約外の臨時支援 (専門員が対応)
80歳代、独居、認知症、要介護度3 実子不明、キーパーソンは後妻の連れ子の死亡した息子の嫁 年金なし、預金のみ	ヘルパー(家事援助:買物、調理、掃除、身辺整理等) デイサービス 配食サービス(昼・夕)	週1回。ヘルパー用買物代金を財布に補充。 請求・領収書や郵便物の確認・整理。各種申請手続き。 通院代の支払い。	入院費の清算。歯科通院の調整。生活費捻出のため生命保険解約のための印鑑証明発行手続きと解約時にキーパーソンと同席。
70歳代、特養入所、軽度認知症、身体により要介護度5 身寄りなし、家賃収入あり	特養入所	2ヶ月に1回。郵便物の確認・整理。各種申請手続き支援。 施設預かり通帳へのお小遣い分補充。	遺言書及び尊厳死の公正証書作成のための公証人や施設との連絡、必要書類の準備、印鑑証明の発行、手数料の支払いの手伝。 家賃収入を確認し通帳に振り込む。
70歳代、独居、認知症、要介護度1 身寄りなし、家賃収入あり	ヘルパー デイケア 訪問診療 訪問看護	月2回。郵便物の確認・整理。各種申請手続き支援。生活費の払い戻し。家賃収入の確認とローン返済のための口座入金。医療費支払準備。ヘルパー用買物代金補充。	主が営むアパートの入居者が孤独死(生活支援員が異変を行政に連絡し発見)、その後の連絡や調整等。3月の確定申告のための書類準備、青色申告会との調整、当日の同席。ベッドが必要になり、社協に寄付されたベッドを手配。
80歳代、独居(最近入院)、認知症、要介護度3 親族が世話を拒否 * 成年後見に移行後解約	ヘルパー	週1回。郵便物の確認・整理。各種申請手続き支援。生活費の払戻。医療費支払い。妻分の老健入所費用の支払い。	通帳の再発行。銀行で本人が暴れたため呼ばれ、謝罪。他県で保護され警察へ情報照会。親族調整。銀行へ一人で行き、銀行からの連絡で迎えに行く(警察が保護した場合は連絡は行政に入り行政対応)。成年後見申立支援と家裁への同行、後見人への引継ぎ。入院費用の支払い。

日常的金銭管理以外の援助内容



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書(全国社会福祉協議会)

契約にいたらなかった相談者への対応状況

○ 契約に至らなかった相談者の3割が本事業の対象者として契約準備中であるほか、「本事業又は成年後見制度の対象者の見極め段階で相談を継続している」か「本事業にも成年後見制度にもなじまないが、気になるケースのため主に専門員が見守り、継続的に関わっている」など、契約に結びつかないまま専門員が対応している相談者が2割ある。

基幹的社協で相談を受けた件数の内訳

a. 問合せ件数 (制度、事業について)	4,113件 (16%)
b. 初回相談件数 (初回相談受付)	2,753件 (11%)
c. 相談援助件数 (a b以外)	18,658件 (73%)
合計	25,524件 (100%)

15年7月~8月
b. 初回相談件数
2,753件(人)

c. 相談援助件数 延べ18,658件

<契約に至るまでの相談>

- ・ 抱えこみ問題の整理
- ・ 相談者の意思・希望の確認
- ・ 地域福祉権利擁護事業以外の問題については、適切な機関への紹介、同行相談
- ・ 利用者の必要性を理解してもらう
2,753件 × 5回 (0回~10回)
約14,000件

<新規契約に関する相談>

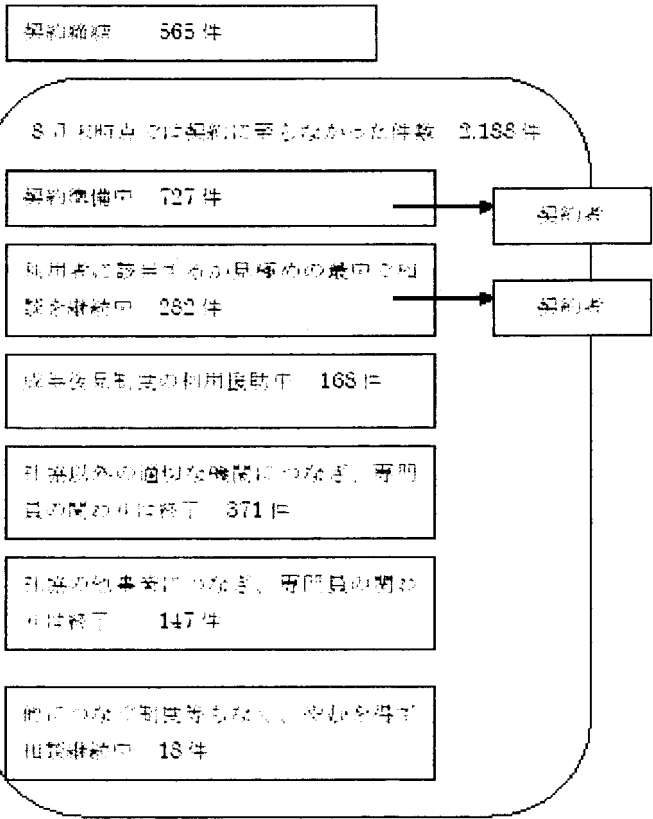
- ・ 地域福祉権利擁護事業の紹介
- ・ 契約締結意思の確認
- ・ 契約締結に必要な書類の準備
- ・ 契約内容に関する相談・調整
- ・ 契約書や支援計画の確認
600件 × 4~6回 (最低4回)
約2,400件

<その他>

- ・ 7月以前の相談案件分限りの追加
1,000件 × 2回 約2,000件

<既契約者からの相談>

初回相談件数 (2,753件) のうち、8月末時点の契約状況



全社協調べ

沿 革

平成3年 (1991年)	<p>東京都社会福祉協議会が「権利擁護センターすてっぷ」を開設 法律や生活に関する相談、知的障害者のための日常生活プラン等の作成とその生活を援助する生活アシスタントの紹介等の支援を行う。</p>
平成4年 (1992年)	<p>品川区社会福祉協議会が「さわやかサービス」を開始 住民参加型在宅福祉サービスに位置づけ、財産管理・保全サービスを行う。</p>
平成9年 (1997年)	<p>大阪府社会福祉協議会が「大阪後見支援センター」を開設 大阪府社会福祉協議会と大阪市社会福祉協議会が共同で「経済生活支援事業」を開始。 週1回程度の定期的訪問を通じて福祉サービスの利用状況の確認、費用の支払いなどを行う。</p>
平成10年 (1998年)	<p>中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会(中間まとめ) (要旨) 自己決定能力が低下している者に対しては、措置制度から利用制度へと移行する中で、適切なサービスの利用を可能とする制度が必要となる。また、各地の社会福祉協議会等において、痴呆の高齢者等に対して日常生活の相談援助、財産管理等を行う取組が始まっている。このような状況から、成年後見制度の導入と併せて、社会福祉分野においても各種サービスの適切な利用等を援助する制度の導入、強化を図る必要がある。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会 「中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会(中間まとめ)」を踏まえ、制度が適正かつ確実に実施されるよう、法律上の位置づけや契約締結に必要とされる判断能力の程度、援助の範囲等についての考え方を整理。</p>
平成11年 (1999年)	<p>地域福祉権利擁護事業の基盤整備に関する調査研究委員会(全国社会福祉協議会に設置) 「社会福祉分野における日常生活支援事業に関する検討会」により報告された基本的な枠組みを踏まえつつ、契約書様式、契約締結判定ガイドラインの作成等、事業実施に必要な細部について検討。マニュアルを作成。</p>

<p>平成11年 (1999年)</p>	<p>地域福祉権利擁護事業の開始(国庫補助) 全国どこにいても援助を受けやすい体制を整備すべきという社会的要請から、全国的ネットワークがある公益団体であって、社会福祉事業を適切に実施するための一定の組織管理・財務体制を確保している都道府県社会福祉協議会を実施主体とした。</p>
<p>平成12年 (2000年)</p>	<p>社会福祉法施行 第二種社会福祉事業に福祉サービス利用援助事業を規定。</p> <p>成年後見制度の開始 禁治産・準禁治産の制度を、各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする制度とするため、補助・保佐・後見の制度に改めた。</p>
<p>平成15年 (2003年)</p>	<p>事業の実施主体を都道府県社協から、指定都市社協に拡大</p>
<p>平成19年 (2007年)</p>	<p>事業の名称を「日常生活自立支援事業」に変更。相談窓口を増設 基幹的社協については、事業当初、全国にあまねく実施体制を整備する方向で、当面広域行政圏1ヶ所(全国で365ヶ所)の整備を進めてきた。今後さらに全国で基盤整備を図り、最終的に本事業の有する機能を地域住民に最も身近な市区町村域に広げるよう、整備を進めている。</p>

日常生活自立支援事業の実施状況

○ 平成11年10月の開始以来、相談件数、契約件数ともに年々増加。平成18年度末現在、事業開始以降の延べ相談件数は約179万件、延べ契約者数は約3.8万件、実利用者数は2.2万人。

全国社会福祉協議会調べ

	延べ相談件数	利用契約者数
平成11年10月～平成12年3月	13,007	327
平成12年度	42,504	1,687
平成13年度	106,676	3,280
平成14年度	159,688	4,631
平成15年度	231,898	6,252
平成16年度	298,084	6,488
平成17年度	402,965	7,247
平成18年度	530,871	7,626
合計	1,785,693	37,538

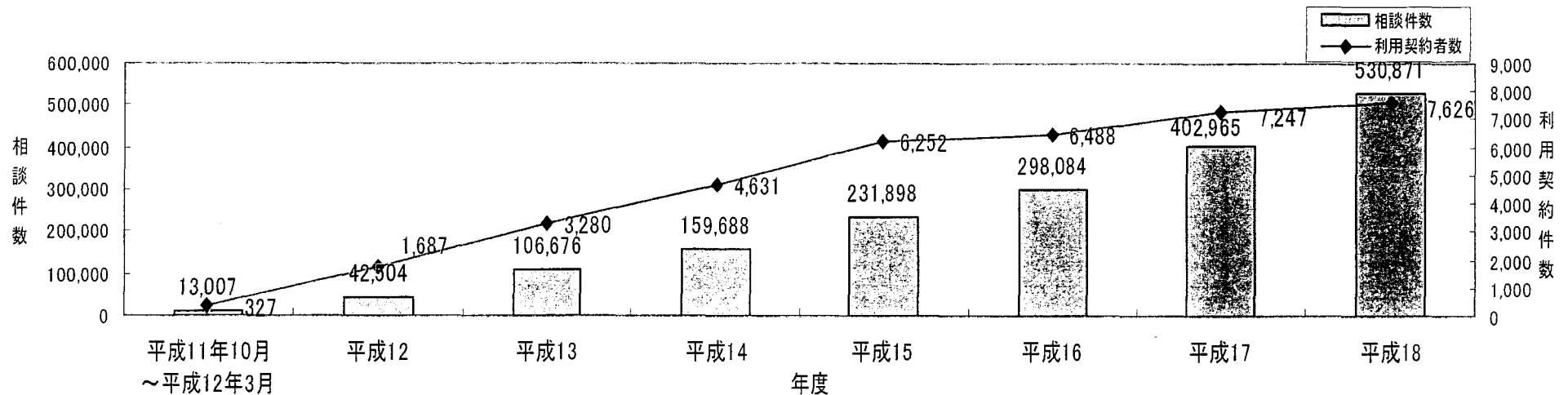
平成18年度末の実利用者数

21,904人

(参考) 平成18年度 対象者別契約状況

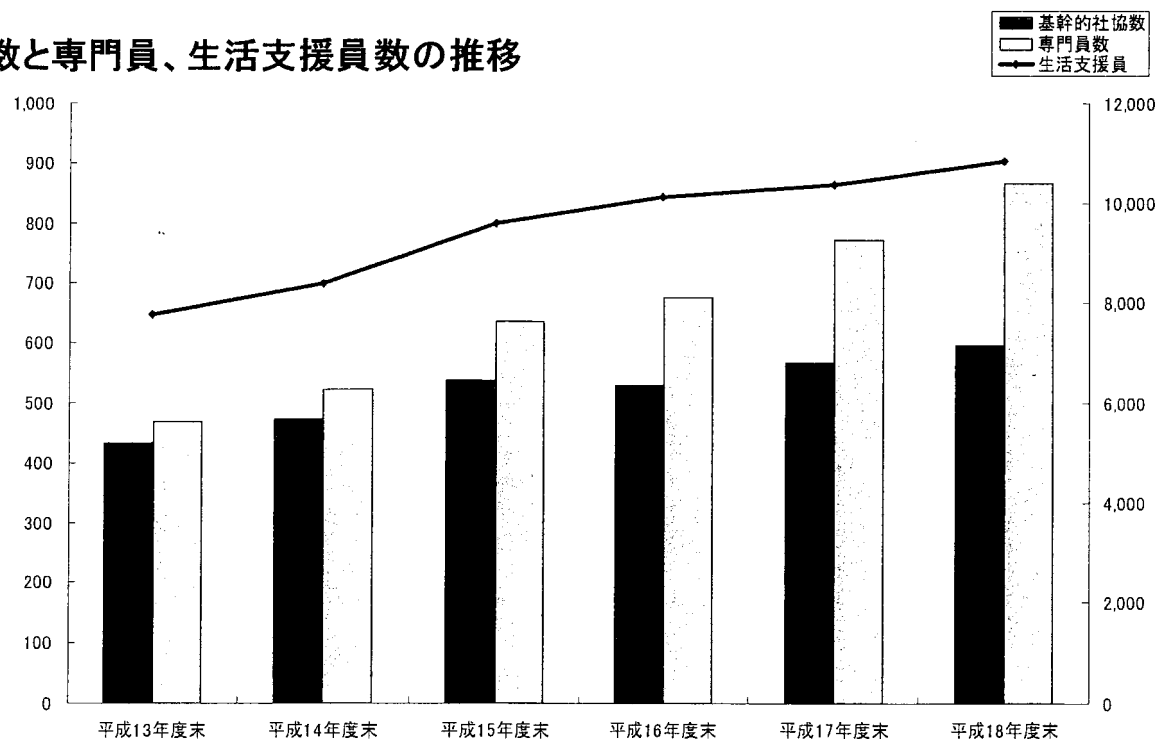
対象者	認知症 高齢者 など	知的 障害者 など	精神 障害者 など	その他		
					計	うち 生活 保護
契約件数	4,822	1,085	1,282	437	7,626	2,632
構成比(%)	63.2	14.2	16.8	5.8	100	35.0

相談件数・利用契約者数の推移



- 基幹的社協数と専門員、生活支援員数は、年々増加。1ヶ所あたり平均では、平成18年度末現在、専門員は約1.5人、生活支援員は約18人。
- 専門員の雇用形態は、平成17年度末現在、常勤88%（非正規常勤含む。専任47%、兼任53%）、非常勤12%（専任65%、兼任35%）。
- 専門員一人当たりの平均相談件数は、平成18年度末現在、842件、実利用者数36.1人。

基幹的社協数と専門員、生活支援員数の推移

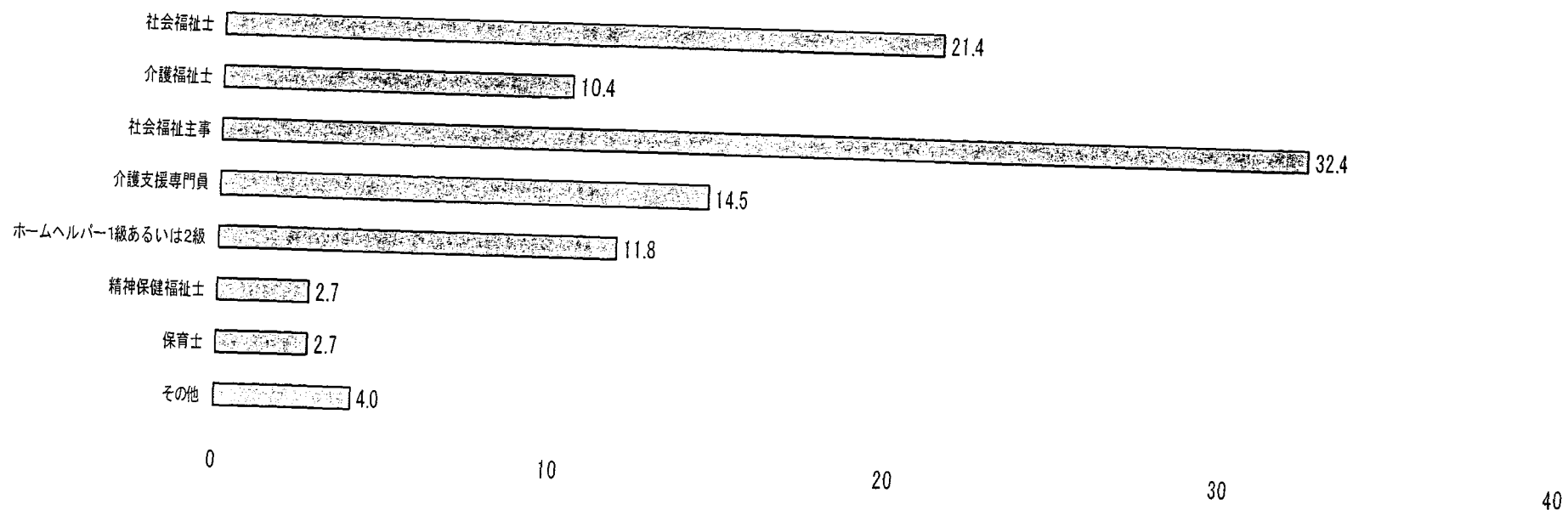


	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
基幹的社協数	433	472	538	530	567	596
専門員数	469 (1.08)	523 (1.11)	635 (1.18)	676 (1.28)	771 (1.36)	866 (1.45)
生活支援員	7,769 (17.94)	8,396 (17.79)	9,602 (17.78)	10,116 (19.09)	10,364 (18.28)	10,847 (18.20)

注. 専門員数及び生活支援員数の下段()書きは1基幹的社協等あたりの平均人数

- 専門員の社会福祉士資格保有率は、2割（2006年調査）。
- 平成19年度から実施要領において、専門員は、原則として社会福祉士とすることを明記。

専門員が保有する社会福祉関係の資格（複数回答）

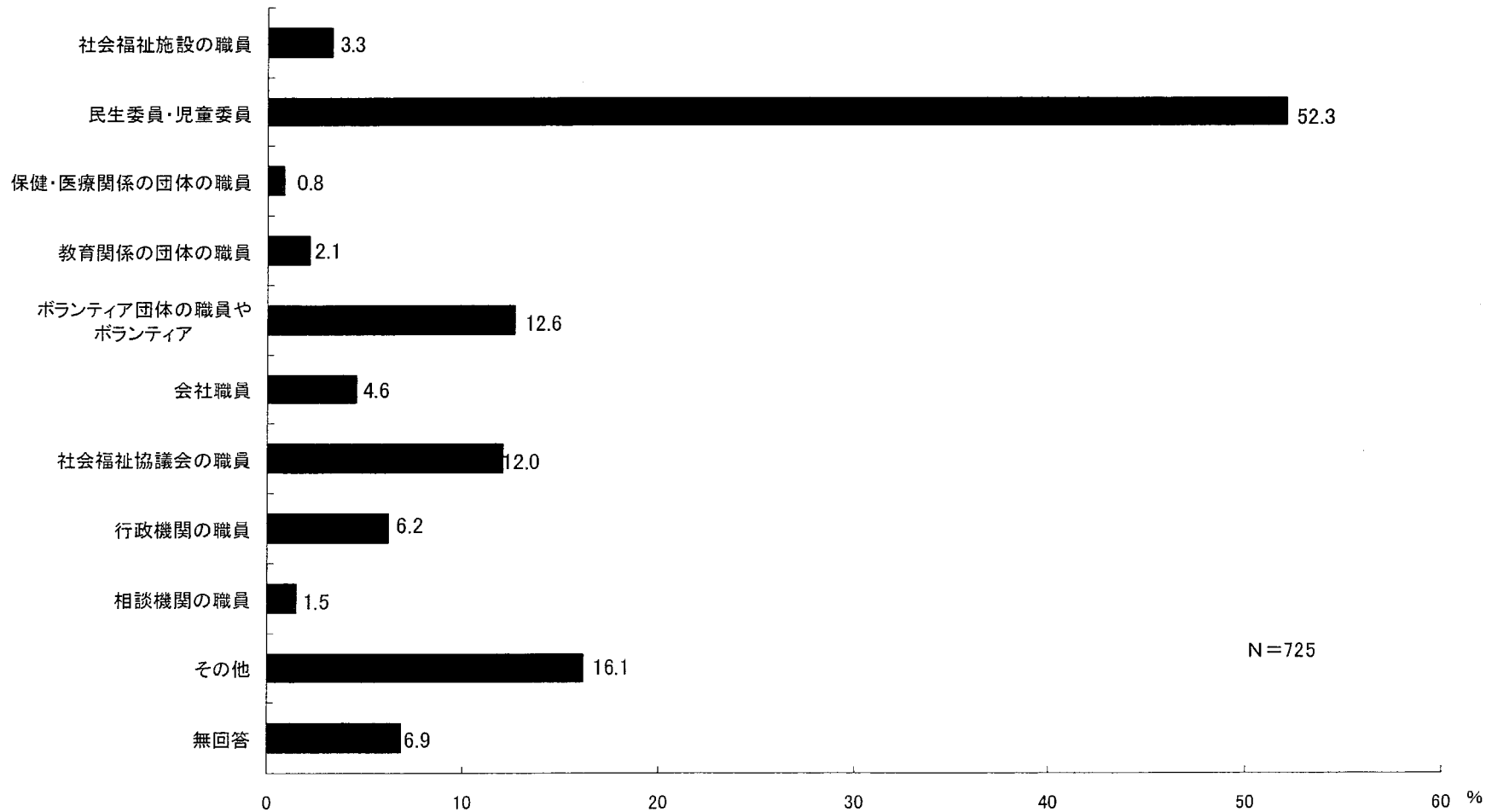


調査数 (専門員数)	社会福祉士	介護福祉士	社会福祉主事	介護支援 専門員	ホームヘルパー 1級あるいは2級	精神保健 福祉士	保育士	その他
549人	187人	91人	283人	127人	103人	24人	24人	35人
—	34.1%	16.6%	51.5%	23.1%	18.8%	4.4%	4.4%	6.4%

※地域福祉権利擁護事業の機能強化および運営基盤の強化に関する調査研究報告書2006(全国社会福祉協議会)を元に作成

○ 生活支援員の半数は、もと民生委員・児童委員。

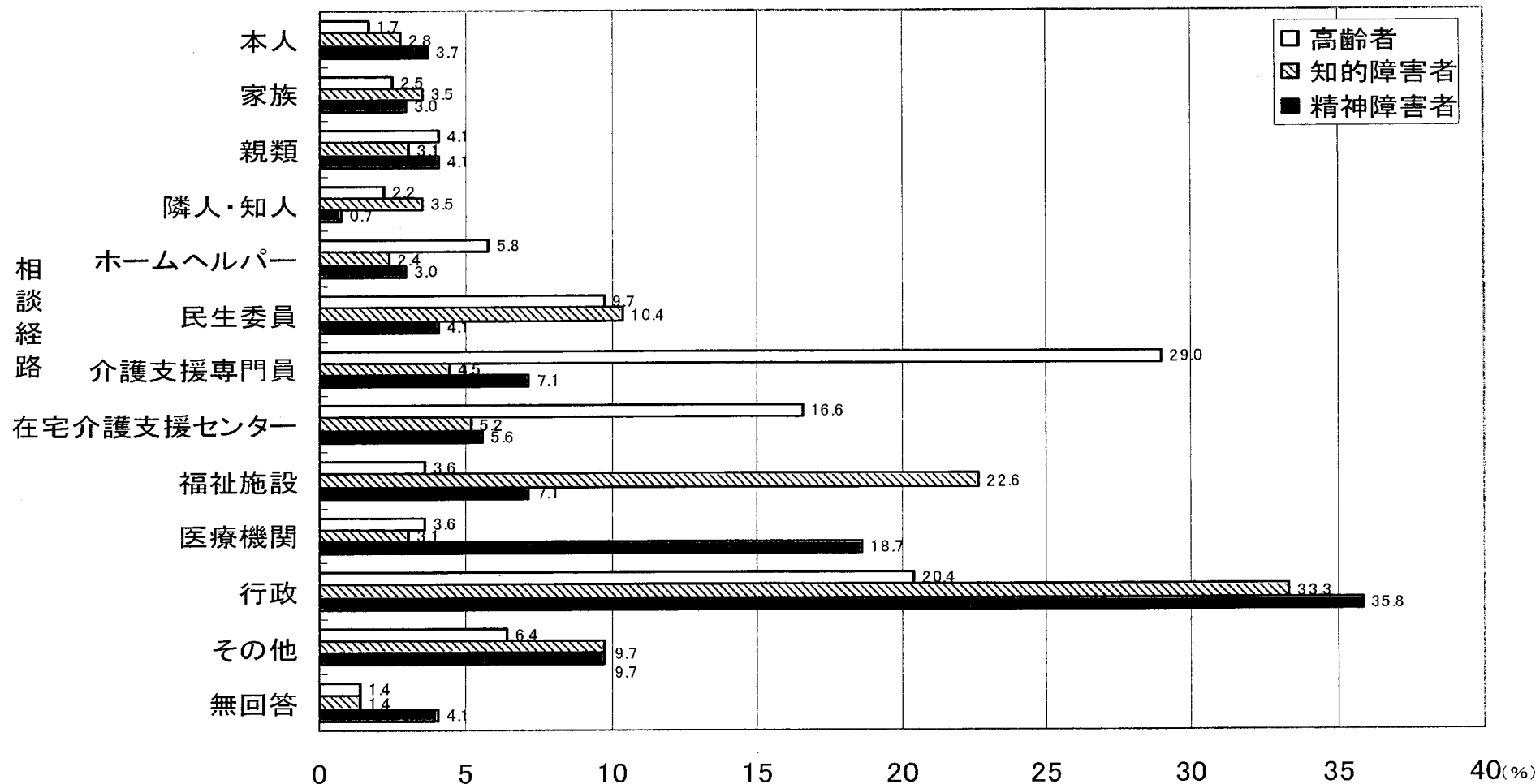
生活支援員になる前の仕事（複数回答）



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書（全国社会福祉協議会）

- 本人からの相談は高齢者、知的障害者、精神障害者いずれも少ない。高齢者は介護支援専門員、知的障害者は行政、福祉施設、精神障害者は行政、次いで医療機関からつながる者が多い。
- サービス料金の滞納や利用上のトラブル等をきっかけに関係機関からつながることが多いという。
- これら必要者が本事業を理解し、契約にいたるための支援が必要であるため、契約以前の専門員による相談等の関わりが重要。

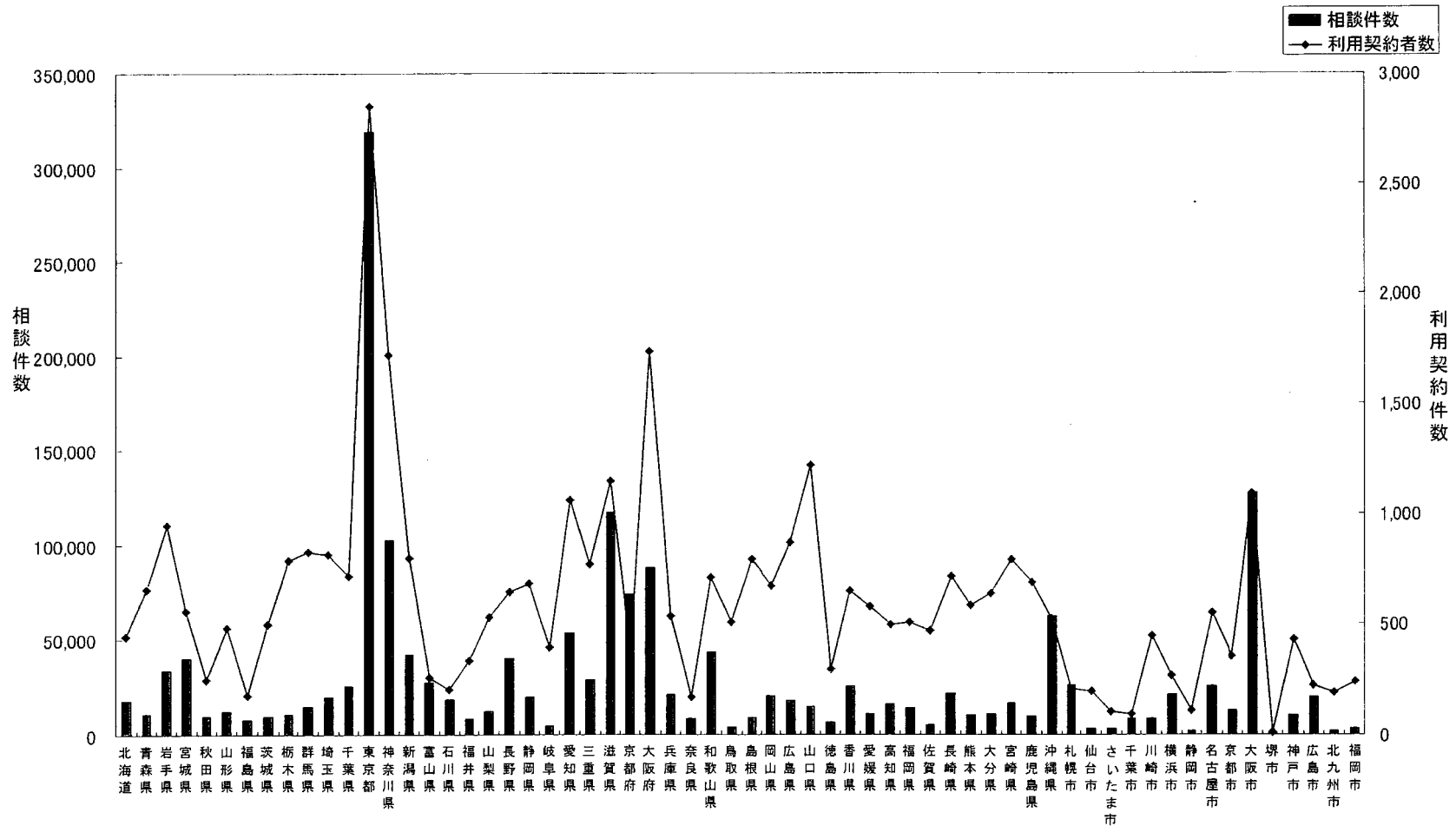
利用者を基幹的社協等につなげる相談経路



出典：平成15年度地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究報告書(全国社会福祉協議会)

○ 事業開始からの延べ相談件数、利用契約者数は、都道府県、指定都市社会福祉協議会間に格差。

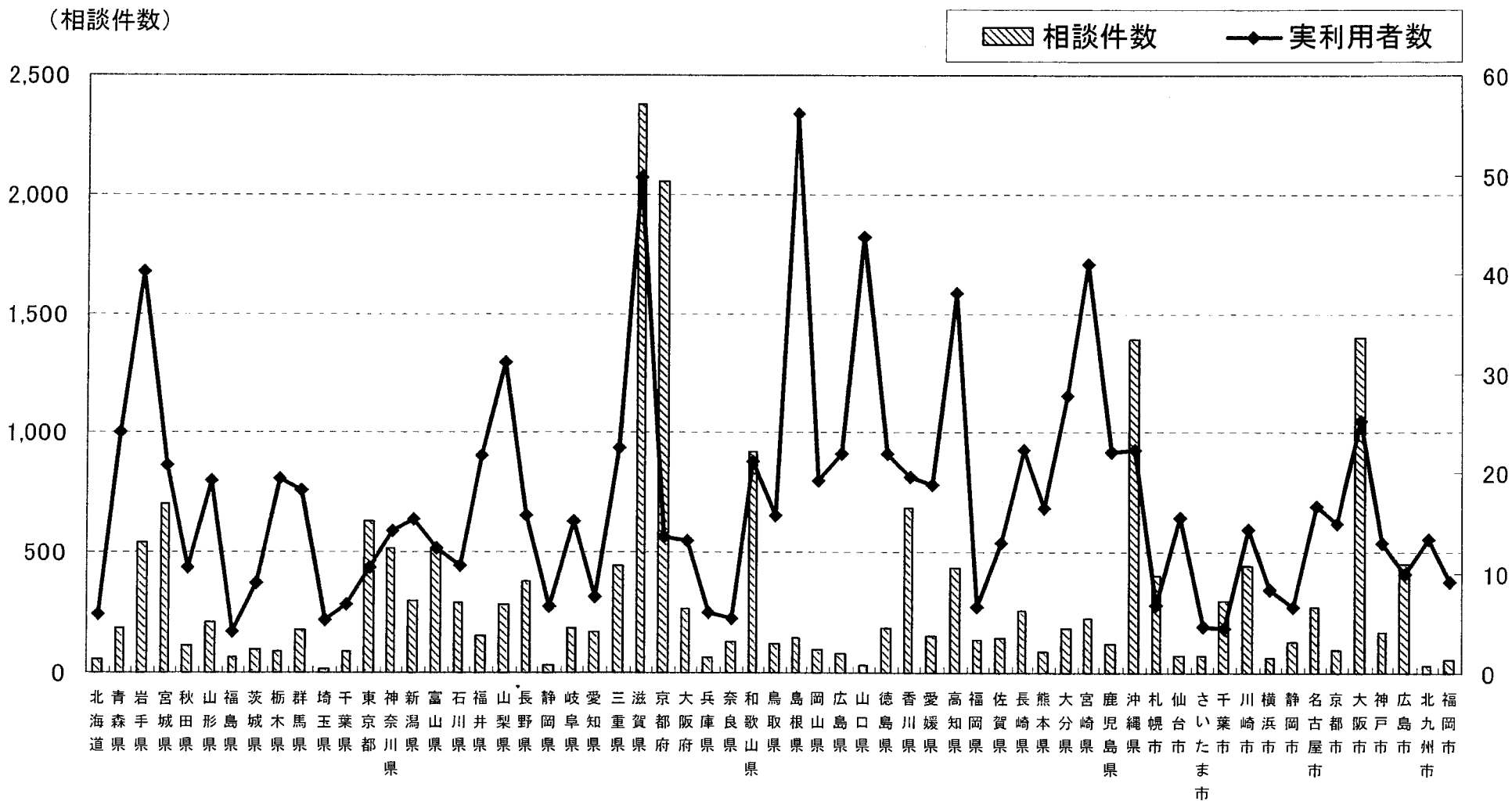
実施主体別延べ相談件数・利用契約者数(平成11年10月～平成19年3月)



全国社会福祉協議会調べより作成

○ 人口10万人あたりの実利用者数は、都道府県、指定都市社会福祉協議会ごとにみると、最も多いところと少ないところでは約14倍の開き。

人口10万人あたりの相談件数、実利用者数
 (相談件数は平成17年4月～18年3月末の累計。実利用者数は18年度末現在)



全国社会福祉協議会調べより作成